

## 澤井余志郎さんインタビュー

写真の四日市大学・四日市学研究会による澤井余志郎さんへのインタビュー（『四日市公害を語る』2008年3月）を抜粋して紹介したい。

四日市公害はぜんそくとくさい魚で代表されますが、一つは野田之一さんたちがやったぜんそく裁判で、1972年（昭和47）7月24日の勝訴によってその後急速に法律や規制が制定されて厳しくなり、今みるような改善がなされました。もう一つのくさい魚の方も、海上保安部の田尻宗昭さんなどが、四日市港へ1日20万トン、摘発まで1億トンの廃硫酸の排水をした石原産業を摘発しましたので、10年間の刑事裁判で石原産業は有罪となりました。しかし、最高刑のたった8万円の罰金で終わりました。これもそれからいろいろな法律ができました。石原産業は、やむなく今度はフェロシルトというリサイクル商品にして山へ捨てにいったということになります。

この二つの裁判がなかったら、四日市はもっと長い間苦しい目にあったといえます。5年間、裁判の中で工場が言ったのは、国や県が決めた法規制を守っているのに裁判にかけられるのは心外だという。確かに守っておったんです。そのくらい当時の法規制は緩やかなものでした。しかし、磯津の漁師は、あれは会社が成り立っていく規準でおれたたちが普通の生活のできるものではないと言います。確かにその通り。野田さんは、裁判に勝ったけれども、公害がなくなるわけではないと言い、さらに「判決で工場が加害者、おれたちが被害者ということがはっきりした。だから、被害者であるおれたちは、加害者である工場に堂々と公害をなくせということが言える。そう言えるようになったことが一番嬉しい」と発言しました。つまり、これから本当の公害反対運動ができるという意味なのです。あの裁判は損害賠償請求事件でしたから、金さえ払えばいいということだったので、野田さんは、公害がなくなったときに初めてありがたいあいさつをさせてもらいますと言った。これは、みなさんこれからが本当の公害反対運動ですからお願いしますよというメッセージだったのです。

私は公害というのは差別だと思います。つまり、ぜんそくになる人は乳幼児だとか、それから65歳以上の高齢者だとか、そういう人がぜんそくにかかり、金持ちはかかっていません。結局かかったのは、その日暮らしの人たちがぜんそくにかかっている。これこそが人権問題であるし、差別だと思っていました。今でもそう思っていますけれども。もう一つは、人間性の問題。 …… ……

(2017年1月28日)

